

<発言者>

<項目・内容>

委員長

1 委員長挨拶

「先日島根あさひ社会復帰促進センターを視察した。広い敷地と充実した設備を備えた良い環境の中で、地域共創をコンセプトに、受刑者の社会復帰に向けた各種の取組が行われていることを知ることができた。私が長年関わってきている、様々な課題を抱えた少年の教育にも通じることがあり大変勉強になった。このようなシステムが生かされ、被害者の痛みに寄り添い、少しでも多くの受刑者の社会復帰がかなうと良い。」旨の発言があった。

警察本部

2 報告

(1) 「島根県パートナーシップ宣誓制度」開始に伴う県警察の対応方針

「制度の概要は、お互いを人生のパートナーとして約束する性的少数者のカップルが、協力して共同生活を行うことを県に宣誓し、県がその宣誓書を受領し、受領カードを交付して両者の関係性を証明するものである。宣誓者が、日常生活の様々な場面で家族と同様のサービス等が受けられるよう、県、市町村、民間事業者等が共同で取り組むものである。警察職員が宣誓した場合への対応については、島根県知事部局の取扱いに準じることとし、休暇では、慶弔、介護、出生サポート、育児、配偶者同行休業について、給与では、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、退職手当について、旅費では、赴任旅費について、福利厚生では、職員宿舎への入居について、同性パートナーを配偶者と同様に取り扱うこととし、令和5年10月1日から適用する。また、県警察の県民向け利用サービスとして、被害者支援では、犯罪被害者給付金は国の方針に従うが、その他の各種犯罪被害者支援制度について、運転免許業務では、記載事項変更の代理申請について、遺失・拾得業務では、遺失物返還の代理受領について行う。」旨の報告があった。

委員

[意見]「時代の流れを感じる。制度について周知してほしい。」

委員

[意見]「宣誓された人が差別を受けたり、人権がないがしろにされることのないよう適切な対応をお願いします。」

警察本部

(2) 令和5年度中国四国管区内警察柔道、剣道及び逮捕術大会の結果

「令和5年度中国四国管区内警察柔道、剣道大会が、令和5年

9月21日に広島県立総合体育館において、逮捕術大会が、令和5年10月5日に高松市総合体育館において開催された。大会出場県警察は、中国四国管区内9県警察であった。試合結果は、柔道大会は予選リーグが2敗で3位、7位から9位の決定リーグは2敗で3位であり、第9位であった。剣道大会は、予選リーグは2敗で3位、7位から9位の決定リーグでは1勝1敗の2位で、第8位であった。逮捕術大会は、予選リーグが2敗で3位、7位から9位決定リーグでは1勝1敗の2位であり、結果は第8位であった。」旨の報告があった。

委員

[意見]「残念な結果であったが、引き続き頑張ってもらいたい。」

委員

[意見]「残念ではあったが、これまで頑張ってもらえたと思う。次回、1つでも良い成績であってほしい。」

委員

[意見]「今後、是非頑張ってもらいたい。」

警察本部

### (3) 苦情の取扱状況（令和5年9月）

苦情の取扱状況（令和5年9月）について報告があった。

警察本部

### (4) 人身安全関連事案の認知等状況

「9月末の人身安全関連事案全体の認知件数は1,039件で昨年同期比約12%増加した。ストーカー、児童虐待、障がい者虐待は減少している。令和5年9月末における、検挙、行政措置及び通告状況については、ストーカー規制法に基づく禁止命令は8件で、前年同期比プラス2件、警告は2件で、前年同期マイナス1件であった。禁止命令等有効期間延長処分は1件であった。主な検挙、行政措置について、ストーカーでは、一方的に好意の感情を抱く女性の職場などに押し掛けた男を、ストーカー規制法違反で通常逮捕した。その後同人に対する禁止命令を発令した。DVでは、同棲する交際相手の女性に対し電話をかけ、『親父もろともお前破滅させちやるわ』などと脅迫した男を脅迫罪で通常逮捕した。児童虐待事案では、内縁の妻の子供に対し、包丁を示し脅迫した男を暴力行為等処罰に関する法律違反で現行犯逮捕した。高齢者虐待事案では、施設入所中の男性に対し足蹴りや頭部を殴打する暴行を加えた介護福祉士の男を、暴行罪で通常逮捕した。」旨の報告があった。

委員

[意見]「警察の初動や踏み込み方一つで凶悪事件に発展することもあると思うので、緊張感を持って対応してほしい。」

委員

[意見]「前兆事案は早期の把握が重要であり、被害が大きくなる前に芽を摘むことができるように積極的に関わってほしい。」

委員

[意見]「ストーカー事案は、悪質なものもあるので被害者保護を徹底してほしい。児童虐待は、子供から声を上げにくいので、些

細な情報も確実にキャッチしてほしい。」

#### (5) 島根県暴力団排除条例の一部改正予定

警察本部

「現在の暴力団を取り巻く情勢の変化に応じた規制強化の必要性があり、より安全で安心な県民生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団排除条例の一部改正を予定しているものである。改正案の主な内容は、青少年の健全な育成を図るための措置について、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止、暴力団事務所の開設及び運営の禁止について、保護対象施設に都市公園を追加、都市計画法8条に規定される用途地域における開設、運営を禁止するものである。また、暴力団排除特別強化地域について、松江市及び出雲市の繁華街等を指定し、特定営業者として、特別強化地域内の風俗営業及び飲食店営業等を指定するものである。また、禁止行為として、特別強化地域において、特定営業者が暴力団員に用心棒料等を供与する行為及び暴力団が特定営業者から用心棒料等を受ける行為を禁止するものである。罰則は、対象行為を拡大し、暴力団事務所の開設等の禁止、特別強化地域における禁止行為、中止命令違反

(用途地域における事務所開設等)、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、中止命令違反(青少年の事務所立ち入らせ)、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、立入検査拒否、20万円以下の罰金等である。パブリックコメントの実施期間は、令和5年11月1日から令和5年11月30日である。改正案の公表方法は、島根県警察ホームページへの掲載、県政情報センター、県政情報コーナーにおける閲覧、報道機関への発表、新聞による広報、しまねWebモニターへのメール送信である。施行予定日として、議会提案の時期は、令和6年2月定例議会、施行予定日は、令和6年7月1日の予定である。」旨の報告があった。

委員

[意見]「この方針で進めてほしい。今後、暴力団はどうなるのか動向を注視する必要がある。」

委員

[意見]「青少年の暴力団への関わりをどうやって減らしていくのが課題である。」

委員

[意見]「暴力団排除条例を少しずつ厳しくすることで、暴力団が徐々に動きにくくなると思う。青少年が暴力団と関わることのないよう、周りの大人たちが協力して守っていかなければならないと思う。」

#### (6) 反射材贈呈式及び「キラリ推進隊」委嘱式の開催

警察本部

「夜間、薄暮等の時間帯における歩行者被害の交通事故死者の反射材着用状況については、過去5年間で23人が歩行中に亡くな

っており、そのうち22人が反射材を着用していなかった。令和5年10月2日に警察本部7階聴聞室において、反射材贈呈式及び『キラリ推進隊』委嘱式を開催した。贈呈者は、全国共済農業協同組合連合会島根県本部と島根県農業協同組合であり、贈呈品は、交通安全反射タスキ10,000本、交通安全キャッチバンド10,000本、パトカーリフレクター6,500個であった。委嘱団体は、島根県飲食業生活衛生同業組合、島根県交通安全母の会連合会、島根県グラウンド・ゴルフ協会、島根陸上競技協会、島根県老人クラブ連合会、島根県公民館連絡協議会等9団体である。今後の活動として、委嘱団体会員による反射材着用推進のほか、各種交通安全イベントにおける配布活動、夜間における非着用歩行者に対する直接配布活動を行う予定である。」旨の報告があった。

委員 [意見]「贈呈いただいた団体には感謝申し上げます。規模の大きな取組であり、委嘱団体を通じて周知してほしい。」

委員 [意見]「色々な場面で委嘱が広がっている。反射材は着け続けてもらうことが課題であり、どうすれば着用が継続されるか検討していく必要がある。」

委員 [意見]「反射材の効果は高いので、色々な形で着用することが大切である。委嘱団体を通じた取組の広がりを期待する。」

### 3 本部長総括

本部長 「先週隠岐の島の警察署と駐在所を巡視してきた。事案が少なく平穏ではあるが、駐在所員からは高齢化が進んでいることと、空き家が多くなっていることが課題と聞いた。これは隠岐の島だけではなく、本土の山間部でも同じような状況である。先般も空き家で火災があったが、今後益々、管理不全による近隣トラブルや火災などの事故の増加が懸念される。一義的には自治体が対応すべき問題であるが、警察としても、この種事案への対応が今後課題になると改めて実感したところである。」旨の発言があった。